



# 清流

## 「自家用車の公務使用」の自家用車の定義が改正されました。

「自家用車の公務使用に関する要項の運用について」が一部改正されました。

※自家用車の定義について、「職員又は職員と生計を一にする親族が所有するものでリース契約の場合も含む」ことが明記されました。

### ご自身の車のこと、把握していますか？

自家用車を運転するのに必要な、【運転免許・車検・自賠責保険・任意保険】には有効期限や満期日があります。



**運転免許・車検・自賠責保険の期限が切れると、車を運転することができません！！**

**ご自身で、有効期限や満了日をしっかり把握し、余裕を持って早めに更新しましょう！**

※更新後、速やかに該当書類の写しを事務職員へ提出してください。

## 次年度の補助教材選定に向けて 反省・評価の時期です！！

補助教材については学校教育法に「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用できる。」とあります。使用する補助教材を決定する際には教育活動をより効果的に行うため「厳正かつ公正な手続き」と「保護者への理解」が求められます。

### \*補助教材決定の流れ\*

- 1 補助教材見本の収集
- ↓
- 2 補助教材の選択
- ↓
- 3 補助教材の決定
- ↓
- 4 静岡市教育委員会へ届出
- ↓
- 5 **補助教材の効果検証**

補助教材を選定するにあたっては、使用した補助教材の効果を検証する必要があります。今年度使用した補助教材について「使用教材反省評価 兼 次年度教材選定資料」を作成するようにしましょう。

その際には、反省評価の“理由欄”まで記入してください。

### 反省評価事項

\*活用度 \*内容 \*金額

《理由欄記入例》

- ・単元のポイントがわかりやすい。
- ・復習しやすい内容だった。
- ・文字の色遣いがよく、イラストがあり児童(生徒)が自らよく活用した。
- ・学校にある教材で代用できた。 …等

年度	教科	教材名	単価	数量	反省評価		次年度継続して	
					活用度	内容	購入	理由
1	国語	国語の力(基礎)	200	100			購入	(次年度の教材選定資料のため、中止の場合は理由を明記すること)
1	国語	小学生国語(上)	300	100			中止	

# 静岡市定期監査報告について

平成 30 年 9 月 14 日～平成 31 年 1 月 8 日に、第 5 支部全校を含めた葵区・駿河区の小中学校 41 校を対象に行われた市の定期監査について、監査委員より結果が報告されました。指摘及び指導事項は次のとおりです。

## 指摘事項

法令・条例・規則等に違反している事項、又は経済性・効率性・有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表される。

### 1 備品の管理状況

AED 収納箱のアラームが故障していて扉を開けても音が鳴らない状態であった。さらに、AED 点検時にアラーム音を一時止めるための鍵を紛失していた。その結果、AED 収納箱の運用に支障を来していた。



### 2 薬品類の管理状況（理科準備室）

- (1) 毒物又は劇物の保管容器にある「毒物」又は「劇物」の赤文字表示の上に別のシールが重ね貼りされており、元の表示が見えなくなっている容器が複数あった。
- (2) 薬品保管庫の鍵が、理科準備室内の無施錠の引き出し内に保管されていた上、その引き出しには「キー」の表示があり、鍵の存在が誰にもわかる状態となっていた。

### 3 個人情報の管理状況

USB メモリの使用時には、使用管理簿に使用状況を記載することになっているが、校長室と事務室でそれぞれ個別に管理されている USB メモリについては、使用管理簿が存在せず、その使用状況がわからない状態となっていた。(2 件)

## 指導事項

「指摘事項」には至らない軽微な事項ではあるものの、改善すべき事項。公表はされないが、監査委員から教育委員会へ通知し、対応状況の報告が求められる。

### 1 個人情報の管理状況

校務/パソコンの管理で指定された「保有状況一覧表」、「校務用/パソコン持ち出し管理簿」を作成していなかった。

### 2 施設、器具等の管理状況

- (1) 運動場の一角に設置されている標記物（境界線、電線管理埋設表示杭）が露出していたが、盛り土などの踏み防止の措置がなされていなかった。(2 件)
- (2) プールを囲うフェンスに設置されている、消防用の取水口の蓋を固定するマグネットが腐食し、蓋が半開きの状態となっている箇所があり、引っ掛かりなどの防止措置がされていなかった。



### 3 学校における危機管理体制

- (1) 学校内における事故について、事故報告は発生（発覚）後 1 週間以内に報告書を作成し、市教委に提出することとなっているが、特別な理由がないにも関わらず提出が遅延していたものがあつた。(3 件)
- (2) いじめの早期発見のための取組（発見方法の工夫）として、学校が作成した基本方針では、「連絡箱を設置して、情報を得ます。」としているが、連絡箱が設置されていなかった。

その他、「指示・気になる点」として、

- ・ USB メモリ等使用管理簿等の、理由番号①～⑤等が未記入
- ・ 起案年月日が未記入・鉛筆書き・修正液で訂正されている、決裁日が未記入
- ・ 公文書に裏紙を利用しない（情報公開請求時、裏面も開示対象となる）などがあげられました。

**児童・生徒の安全のため、学校の体制を今一度確認し、課題の解消に努めましょう!!**